

大阪府環境審議会温暖化対策部会運営要領（案）

第 1 趣 旨

大阪府環境審議会条例（平成 6 年大阪府条例第 7 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項の規定により、温暖化対策についての新たな施策や温暖化防止条例等の既存制度のあり方などの基本的な事項を検討するため、大阪府環境審議会に温暖化対策部会（以下「部会」という。）を置く。

第 2 組 織

- (1) 部会は、条例第 6 条第 3 項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
 - ① 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する委員 4 名程度
 - ② 条例第 3 条第 2 項に規定する専門委員 6 名程度
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第 6 条第 4 項の規定により会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第 3 会 議

部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

第 4 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 月 日から施行する。